

公益社団法人日本フェンシング協会審判員規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下、「協会」という）が認定する審判員の制度を定めるとともに、審判員の養成とその資質の向上を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（公認審判員のライセンスと資格）

- 1 協会が認定する審判員のライセンスは以下の5区分とし、これを総称して「公認審判員」という。
 - 一 A級
 - 二 B級
 - 三 P級
 - 四 C級
 - 五 E級
- 2 各ライセンスについては、フルーレ、エペ、サーブルの種別ごとに認定する。
- 3 各ライセンスが有する資格は細則1のとおりとする。

第3条（審査・認定）

- 1 公認審判員の認定にあたり、協会のルール・審判委員会（以下、「委員会」という）が審査を行う。審査は、2名以上の委員会委員の監督下において実施されなければならない。
- 2 審査を受けようとする者は、細則2に示す審査費を協会に納入しなければならない。
- 3 審査の結果、認定要件を満たした者は、公認審判員として協会に登録することができる。
- 4 公認審判員の認定要件は細則3のとおりとする。
- 5 審査は下記のとおり分類される。
 - 一 委員会が定期的実施する審査（一般審査）
 - 二 各支部や団体等の要請により委員を派遣して実施する審査（特別審査 A）
 - 三 各支部や団体等が選出したブロック選出審判等に対して実施する審査（特別審査 B）
 - 四 高い実務能力を有していると委員が判断し推薦された個人に対して実施する審査（推薦審査）
 - 五 インターネット上で実施する審査（リモート審査）

第4条（登録）

- 1 公認審判員は、毎年度実施されている協会への個人登録と細則5に示すことによって、公認審判員として登録される。
- 2 はじめて公認審判員として登録する場合、またライセンスを変更して登録する場合には、細則5に示す登録費を納入しなければならない。
- 3 公認審判員は、大会参加時、協会登録証を携行し、かつ提示しなければならない。大会において協会登録証の提示がない場合は、謝金については細則9の未登録者として扱う。

第5条（更新）

公認審判員は、細則6に示す更新要件を満たすことで資格を更新することができる。

第6条（責務）

- 1 公認審判員は、最新の規則の知識及び審判技術の習得向上に努めなければならない。
- 2 公認審判員は、委員会から審判員としての活動を指示された場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- 3 公認審判員は、委員会から講習会等の受講を指示された場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

第7条（停止・失効）

次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、公認審判員の認定を停止または失効することができる。

- 一 協会に登録を行わなかった場合
- 二 本人から認定停止の申し出があり、これを委員会が認めた場合
- 三 第6条に示す責務を怠った場合

- 四 公認審判員としての適性を欠く行為があった場合や、不相応な言動、重大な過失、他人の名誉を著しく傷つける行為等があり、公認審判員としての品位を欠くと委員会が認めた場合
- 五 過去4年間において審判実績、講習会受講のどちらの実績もなく、最新の規則の知識に欠けると委員会が認めた場合

第8条（降格）

- 1 各ライセンスで必要とする知識や審判技術を有していないと委員会が認めた場合には、ライセンスを降格する。
- 2 C級、E級の公認審判員の降格については、その認定を停止するものとする。

第9条（復活）

- 1 第7条あるいは第8条第2項によって公認審判員の認定を停止された者で復活を希望する者は、細則5に示す要件を充足した上で、委員会が認めた場合には、停止前の資格を復活することができる。
- 2 前項によって停止前の資格を復活した者は、細則5に示す登録費を納入しなければならない。

第10条（講習会）

委員会は、最新の規則の周知や審判技術の向上を目的とした講習会を開催しなければならない。

第11条（表彰）

- 1 委員会は、特に優秀な公認審判員に対し、表彰を行うことができる。
- 2 表彰は次の2区分とする一 年間最優秀審判員賞二 優秀審判員特別表彰
- 3 前項第1号における表彰は原則として年1回、細則10に従って表彰委員会に具申し、協会の理事会の承認を経て認定した審判員に対して行われる。
- 4 受賞者については再選を妨げない。

第12条（国際審判員への推薦）

委員会は、原則としてA級に認定された公認審判員の中から特に優秀な者を国際審判員候補者として国際フェンシング連盟審判員試験受験者として推薦する。

第13条（名誉審判員）

- 1 競技の発展と審判技術の向上のために、後進の指導や競技会の管理等の任にあたることを目的として、第2条の定めに加えて、名誉審判員を設ける。
- 2 名誉審判員は、対外呼称を「S級」とする。
- 3 名誉審判員は、委員会の推薦に基づき協会の理事会の承認により認定する。
- 4 名誉審判員の認定要件は細則7のとおりとする。
- 5 名誉審判員は、第4条の定めに基づいて協会に登録しなければならない。
- 6 名誉審判員は、その登録にあたり細則7に示す登録費を納入しなければならない。
- 7 名誉審判員として相応しくない言動等があったと委員会が認めた場合には、協会の理事会の承認を経て、名誉審判員の認定を取り消すことができる。

第14条（徽章）

- 1 公認審判員または名誉審判員であることを証するために、委員会は徽章を交付する。
- 2 公認審判員または名誉審判員は、協会が主催もしくは主管する競技会の審判員や役員の職務に就く場合には徽章を着用しなければならない。

第15条（ブロック選出審判員）

- 1 委員会は、以下の大会において細則12に定めるブロック選出審判員を指名する。
 - 一 全日本選手権大会（団体戦）
 - 二 国民スポーツ体育大会
- 2 各ブロックから指名されるブロック選出審判員の人数は原則として細則12の通りとする。
- 3 第1項の大会に参加するブロック選出審判員は原則としてC級以上とする。
- 4 前項の資格要件を充足しないブロック選出審判員については、第3条第5項第3号に規定されて

いる特別審査Bの対象者とすることができる。

- 5 委員会は細則11に定める日本協会審判員マスターリストを作成する。マスターリストに掲載された審判員はブロック選出審判員を兼ねることができない。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

これにより平成23年より施行した「(社)日本フェンシング協会公認審判規定」は廃止する。

附則

この規程は、平成30年4月25日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附則

令和 3年 9月30日 一部改正

附則

令和 7年 6月 30日 一部改正